

一般財団法人日本心理研修センター Press Release

2019年8月9日

報道関係者 各位

第1回公認心理師試験における受験資格審査の一部確認漏れが
あった事案について

平成30年に実施した第1回公認心理師試験において受験票を交付した36,509名のうち24名について、受験資格審査の過程の一部を経ていなかったことが判明いたしました。

当センターでは本事案を文部科学省及び厚生労働省に報告するとともに、該当者については、受験申込時の提出書類に加え、追加的な情報収集により、受験資格を再確認した結果、第1回試験の受験資格は有効であることが確認されております。

このような事務誤りが発生したことについて、深くお詫び申し上げます。今後は同様の事態が発生しないよう、再発防止策を徹底したところであり、当センターとしては、今後も公認心理師試験の適正な実施に一層努めてまいります。

本件に関するお問い合わせ先

一般財団法人日本心理研修センター

事務局長 大塚 聡

(電話) 03-6912-2655

1 概要

平成 30 年に実施した第 1 回公認心理師試験において受験票を交付した 36,509 名のうち 24 名（うち合格者 9 名）について、受験資格審査の過程の一部を経えていなかったことが判明しました。

当該 24 名は、現に心理に関する相談等の業を行っており、5 年間の実務経験により受験資格を有することになる受験申込者のうち、実務を行った施設が医療機関や学校等以外の私設の心理相談室等である受験申込者です。※

※公認心理師法施行の際現に第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる行為を業として行っている者等のうち、業を行った施設が公認心理師法施行規則附則第 6 条第 2 号の施設（分野施設コード 902 に限る。）である受験申込者。

今回の事案は、当該受験区分の受験申込者の実務経験証明書等の個別の審査において、一部確認漏れがあったにもかかわらず、受験資格を有する者として受験票を送付したものです。

2 原因

当該受験区分の受験申込者の受験資格審査を行うに当たっては、個別に実務経験の状況を確認する必要があることから、より実情に応じた判断をするため、厚生労働省と協議しつつ、試験日までの短い期間において、数次に渡り実務経験証明書等の確認を行いました。

こうした作業段階の一部において、当該受験区分の受験申込者のリストと照合する形での確認作業を行わず、かつ、当該 24 名の受験申込書類については、他の当該受験区分の受験申込者とは別の場所に整理していたため、確認が一部行き届かなかったものです。

3 対応

当該 24 名について、受験申込時の提出書類に加え、追加的な情報収集により、受験資格を再確認した結果、第 1 回試験の受験資格は有効であることが確認されました。このため、第 1 回試験の合格者を不合格としたり、第 1 回試験の受験票を提出することにより第 2 回試験の受験資格が認められた方が、第 2 回試験の受験資格を取り消されたりする事態は生じません。

4 再発防止策

今般の事案を踏まえて、試験事務の管理者に対して厳重に注意するとともに、第 2 回試験については、審査業務全体の進捗・情報を一元管理できる体制を整え、以下のような再発防止策を講じました。今後とも、このようなことが二度と発生しないよう、当該再発防止策を引き続き徹底し、公認心理師制度の適切な運用に万全を期してまいります。

- 受験区分別に書類の保管場所を明確に整理しています。
- 今般の事案の対象となった受験区分の受験申込者の審査については、審査状況等を一元管理しています。
- 審査担当者を増員（2 名程度）し、重層的確認を徹底するなど、審査体制を強化しています。
- 業務手順書を見直し、適切な審査手順となるよう記載を充実させています。
- 事務処理上の疑義については、迅速に厚生労働省と共有の上、対応を協議しています。